



# 2009年1月12日から 米国の入国制度が変わります。

## ～～米国に渡航する場合、事前に「ESTA」を通じた 電子渡航認証を取得することが義務付けられます～～

2009年1月12日から米国の入国制度が大きく変更されます。観光、短期商用等の90日以内の短期滞在目的で米国を訪問される場合は、事前に電子渡航認証システム(Electronic System for Travel Authorization: ESTA)に従って申請を行い、認証を受けることが必要となりました。この認証を受けていないと航空機等への搭乗や米国入国を拒否されます。

### <ESTAとは>

米国の査証免除プログラム(VWP/ Visa Waiver Program)の一部であるESTAは、2007年の米国の「9・11委員会勧告実施法」により義務付けられた新たな出入国制度です。米国出入国カード(I-94W)に準じる申告項目をオンラインで申請しESTAの認証を取得することで、米国行きの飛行機への搭乗が許可されます。  
**ただし、ESTAの認証が米国入国を保証するものではありません。**

### ○取得期限

米国行きの飛行機に搭乗するまでに登録を済ませてください。  
ただし承認に最長で72時間程度かかる場合もありますので出国の72時間前には事前渡航認証の承認を取得することをおすすめします(米国の査証を保有されている場合は不要です)

### ○取得方法

事前認証は、米国国土安全保障省(DHS)が管理するウェブサイト内の、ESTA (Electronic System for Travel Authorization/電子渡航認証システム)を通じ、認証を得る必要があります。インターネット以外の認証方法はありません。

**ESTAウェブサイト日本語によるサービスが開始していますので、言葉選択欄より日本語を選んで申請内容を英文でご記入ください。**

申請は米国入国時に記入するI-94Wの設問とほぼ同じものをオンラインで入力します。承認された場合、渡航認証・取得となり無査証で渡米が可能です。ただし、米国への入国が認められることを証明するものではありません

### ○有効期間

ESTAは、パスポートの残存期限が2年以上の場合、認証から2年間有効ですが、残存が2年未満の場合、認証から有効期限まで有効となります。

渡航認証の有効期間中に旅券に記載されている情報に変更があった場合は、新たに渡航認証を取得する必要があります。旅券以外の情報の変更についてはESTAのアップデート(更新)となりますが、これら情報の入力は必須となっていません。

### ○その他

申請の後、承認された場合には申請番号が付与されます。当日空港で提示する義務はありませんが、回答画面を印刷するなどして番号を控える必要があります。

現状グアムに行かれる場合は登録が必要ですがサイパンにいかれる場合は登録は不要です。

### 【ESTA申請とお問い合わせ】

ESTAは、下記ウェブサイトより申請することができます。

(1)電子渡航認証(ESTA)の申請 (日本語を選んでからご記入ください)

ESTA <https://esta.cbp.dhs.gov>

(2)電子渡航認証(ESTA)へのお問い合わせ

在京米国大使館 <http://tokyo.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-esta2008.html>

米国国土安全保障省 <http://www.cbp.gov/travel/>

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us.html>

(3)ビザ免除プログラム(VWP)

在京米国大使館 <http://tokyo.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-waiver.html>

